

意見書案 (令和5年6月定例議会)

No.	件名	提出会派	頁
1	インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)	日本共産党	2
2	教員不足の解消、長時間労働解消のため教職員の増員を求める意見書(案)	日本共産党	3
3	PFAS(有機フッ素化合物)対策を求める意見書(案)	日本共産党	4
4	日中両国関係を前向きに打開するための道理にかなった外交を求める意見書(案)	日本共産党	5
5	若年被害女性等支援事業への妨害行為等への適切な対応を求める意見書(案)	日本共産党	6
6	「マイナンバーカード」を巡るトラブルの実態解明と再発防止、個人情報保護のための意見書(案)	A G O R A	7
7	児童虐待の防止等に関する法律の改正を求める意見書(案)	A G O R A	8
8	会計年度任用職員制度の改善を求める意見書(案)	A G O R A	9
9	公立学校における働き方改革の推進を国に求める意見書(案)	A G O R A	10
10	出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書(案)	A G O R A	11
11	保育士配置の充実を国に求める意見書(案)	A G O R A	12
12	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書(案)	公明党	13
13	生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書(案)	公明党	14
14	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)	公明党	15

インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

インボイス制度が始まる 10 月 1 日まで 4 か月を切りました。これまで売上高 1,000 万円以下の中小企業や個人事業主は免税業者として消費税納入の義務はありませんでしたが、インボイス制度ではこうした方々が課税事業者にならざるを得ない状況に追い込まれます。影響をうける対象は 1,100 万人を超え、声優、アニメーター、一人親方、個人タクシー、シルバー人材センターで働く高齢者、日雇い労働者など多岐にわたります。財務省の推計でも、現在の免税事業者のうちインボイス発行が必要になり、新たに課税事業者になるのは、個人・法人あわせて 161 万者とされています。一者当たり平均 15.4 万円の消費税納税が必要になり、合計 2,480 億円の増税になると試算されています。

日本商工会議所は 2023 年度の税制改正に関する意見で「同制度が導入された場合、免税事業者（約 500 万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力などを受けたりする懸念がある」「制度導入後の混乱がさけられない場合は、制度の導入時期を延期すべきである」とインボイス制度の導入延期を含めた対応を強く求めました。文京区に本社がある「童心社」の後藤修平社長は「インボイス制度は、絶対に反対。作家さん、フリーランスが主な取引先である出版社は大変なことになる。大切に育んできた絵本や紙芝居作りの未来を閉ざさないでほしい」と訴えています。（全国商工新聞・5 月 29 日付）

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業の存続と継承、ひいては日本経済の振興のために、令和 5 年 10 月からのインボイス制度の実施を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

教員不足の解消、長時間労働解消のため教職員の増員を求める意見書（案）

学校の教員不足と教職員の長時間労働は深刻です。

4月に国が公表した実態調査でも、平日の勤務時間は公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭は11時間33分です。（持ち帰り時間含む）過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がり、社会問題となっています。「今手を打たないと学校が崩壊する」という声が上がっています。

教員不足は、教員の働き方の改善なしには解決しません。政府・文部科学省にはそれを避けてきたことを反省し、必要な予算を投入して問題を解決する立場に立つことが求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を実現するよう求めます。

記

- 1 教員の働き方を改善するための抜本的対策として
 - (1) 教職員定数を8時間労働に収まるよう抜本的な定数改善計画を策定すること。現業職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを定数化すること。義務教育給与の国庫負担率を2分の1に戻すこと。
 - (2) 教員の残業代不支給制度を廃止すること。
 - (3) 学習指導要領の改訂で過密カリキュラムを緩和すること。
- 2 教職員の働き方を改善する緊急の対策として
 - (1) 不要不急の業務の一旦中止・削減、初任者研修・年次研修を半分以下にすること。教職員評価制度を中止し、部活動顧問の強要をなくし、土日の試合数を減らすこと。
 - (2) 育児短時間勤務のための代替教員の配置や、60歳以降も給与を100%支給し、経験豊かな非正規教員を正規雇用すること。
 - (3) 生活と両立しない人事異動をやめること。教職員を専門職として尊重し、夏休みなど長期休業期間中の自宅研修を保障すること。
 - (4) 教員不足を解消する独自の手立てとして、夏の採用試験を目指す現在教職についていない大卒者への措置を図ること。臨時免許・特別免許の適切な運用、教育委員会事務局で働く教員を教員不足の学校に派遣すること。教員の奨学金返還免除制度を復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

PFAS（有機フッ素化合物）対策を求める意見書（案）

発がん性や低体重児など人体への健康被害が指摘されている有毒物質PFAS（ピーハス）が問題視されています。PFASは焦げ付かないフライパンや半導体の製造に使われています。また、摂津市のダイキン工業株式会社淀川製作所の周辺でも問題になっています。そして米軍基地で泡消火薬剤として長期にわたって大量に使用されています。東京多摩地域で水道水源の井戸水がPFASで汚染されている問題で、米軍横田基地（東京都福生市など）近くの井戸水から2018年度に高濃度のPFASが検出され、国の暫定指針値（50ナノグラム/ℓ）の27倍とこれまでの都内の最高値であることが分かりました。また、沖縄の米軍基地周辺でも大変な汚染状態になっています。米軍が使用している泡消火薬剤はPFASの中でも特に毒性の高いPFOA（ピーフォア）PFOS（ピーフォス）を大量に含有したものです。この問題は国民の命にかかわる大問題です。特に基地周辺住民には深刻な問題です。被害状況調査、汚染源の追求、汚染の除去など、国が早急な対策行うことが求められています。

2021年度に環境省が行った調査においても、都内で地下水から基準を超える値が出たのは15区20市1町に及ぶことが分かりました。東京都にも以下の点で早急な対策が求められています。①PFASの毒性や健康被害について都民への情報提供 ②国に対し早急にPFAS規制値の設定と健康被害防止策の徹底 ③PFASの検出された水源井戸からの取水停止とPFAS除去策の実施 ④水源井戸以外の井戸の調査と除去策の徹底 ⑤地下水汚染の原因調査と汚染原因の特定を行うことです。

よって、文京区議会は、政府及び東京都に対し、いのちの水、生活水を守り国民の健康を維持するために、PFASによる汚染源を明らかにする調査と抜本的な対策強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

環境大臣

宛て

東京都知事

日中両国関係を前向きに打開するための道理にかなった外交を求める意見書（案）

政府が敵基地攻撃能力の保有などの大軍拡に突き進む中、沖縄県議会は今年の3月30日、「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」を可決し、4月24日に県議会の要請団が防衛省を訪れ、意見書を提出しました。

意見書は、ミサイル配備など「本県の軍事要塞化」が進んでおり、敵基地攻撃に踏み込めば、相手からの報復は必至で「沖縄が再び標的とされる」との不安が県民に広がっていると強調しており、敵基地攻撃能力の保有を打ち出した安保3文書への懸念とともに、抑止力ではなく対話と外交による平和構築を求めています。そして、単に対話や外交を求めるだけでなく、日中間には1972年の日中共同声明をはじめとする四つの政治文書などが確認されていることも紹介されており、日本政府に①沖縄が再び戦場になることにつながる軍事力による抑止力ではなく外交と対話による平和構築②日中で確認された諸原則を順守し、平和的に問題を解決すること等を、要請しています。

玉城デニー知事も4月にアジア太平洋地域と善隣外交を結ぼうと「地域外交室」を立ち上げ、3月の訪米に続いて中国に直接訪問する動きも進めています。

今、必要なことは2008年の「日中共同声明」が「双方はお互いの協力のパートナーであり、お互いに脅威とならない」とした合意を土台にし、尖閣諸島問題については2014年の日中両政府の合意で「対話と協議」を通じ問題を解決していくと確認していることを改めて踏まえると共に、東南アジア諸国連合が提唱している「インド太平洋構想」「東アジアサミット」を平和の枠組みとして発展させ、東アジア規模の友好協力条約を展望するという構想に日中両国政府が賛意を表明していること等にも着目した外交を展開することです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、「軍事対軍事」ではなく「対話と外交」による平和の実現を求める動きを強化するために、両国のこれまでの合意点を踏まえた道理あり外交を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

若年被害女性等支援事業への妨害行為等への適切な対応を求める意見書（案）

虐待などで家に居場所がなく、夜の繁華街などをさまよう少女たちを性被害などから守る若年被害女性等支援事業について、都は「非常に重要である」と認めました。事業を委託されている団体 Colabo への公金の過払いが無かったことも、監査結果と福祉保健局の調査で改めて明らかになりました。

ところが、Colabo のアウトリーチの活動に対し、大勢で取り囲む、暴言を吐くなどの悪質な妨害が続き、東京地方裁判所が、繰り返し来ている妨害者に対し、接近処分などの仮処分決定を出したにも関わらず、東京都が Colabo に対し、妨害行為を理由にして、活動の事実上の中止要請をしたことは、少女たちの危険を高めるものであり許されません。

さらに、今年度、若年女性等支援事業を委託事業から補助事業に変更し、東京都の判断で相談者の情報を行政に提供しなければならないものにしました。

厚生労働省は、3月31日に「若年被害女性等支援事業への妨害行為等への対応について」の通達を出し、「暴言や威力等の妨害行為等によって、支援が必要な方に、支援が届かなくなるようなことは、あってはならない」とし、こうした妨害行為等に対する対応策や代替策の検討などに努め、警察に相談するなど、適切な対応をするよう各自治体に求めています。

よって、文京区議会は、東京都に対して、東京都の責任で、関係機関と民間団体との協働が継続され、切れ目ない支援が実施されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事

宛て

「マイナンバーカード」を巡るトラブルの実態解明と再発防止、個人情報保護のための意見書（案）

マイナンバーカードの活用拡大に向けた改正マイナンバー法などの関連法が、6月2日に成立しました。関連法では、2024年秋に現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化するほか、マイナンバーの年金受給口座との紐付けになります。

「マイナ保険証」への移行に伴い、マイナカードを取得しない人でも保険診療を受けられるよう、本人からの申請に基づき保険者が「資格確認書」を発行する制度を盛り込んでいます。施行後も最長1年間は現行の健康保険証を使える特例措置も設けられ、患者が同意すれば、医師や薬剤師が過去の診療情報をみられるようになることなどが含まれています。

しかし、マイナ保険証については、本人の意思確認が難しい認知症高齢者らがカードや資格確認書を取得できず、保険診療を受けられないのではないかと懸念も関係者から示されています。特に、医療・介護の現場から、要介護の高齢者や、自分ではマイナンバーカード申請が難しい方の申請支援、受取り代理をどのように担うのか、その方法が不明確です。身寄りが無く、判断能力が衰えた方に変わり、マイナンバーカードや暗証番号を誰がどのような方法で管理するのか具体的になっていません。こうした課題は、大きなリスクが予想され、保険診療を受けられなくなる事態も起こりかねません。

また、カードを巡っては、マイナ保険証に別人の情報が紐付けられていたほか、公金受取口座の誤登録、カード取得者への特典「マイナポイント」が他人に付与されるなどトラブルも続発しています。

マイナンバーカード活用の信頼を高めるために、安全性をより確かなものにした制度設計に努め、国民のマイナンバー制度やカードに関する懸念を一つひとつ解明し、個人情報保護とセキュリティを十分に確保することが求められます。また、「カードの取得を強制しないこと」「個人情報保護」などの附帯決議を十分に尊重すること重要な課題です。

よって、文京区議会は、政府に対し、「マイナンバーカード」を巡るトラブルの実態解明と再発防止、附帯決議を遵守されることを求めます。

以上、地方自治法99条の規定より、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

厚生労働大臣

児童虐待の防止等に関する法律の改正を求める意見書（案）

ジャニーズ事務所の創業者、ジャニー喜多川氏による所属タレントへの性加害が社会問題として取り上げられています。

自分の将来や仕事などに大きな影響力を持っている大人から、性加害などの行為を受けた場合、その被害者は、被害を警察や周囲に訴えることが難しい場合があります。また、現行の児童虐待の防止等に関する法律では、「児童虐待」は行為の主体を「保護者」に限定しており、第三者からの性暴力やわいせつ行為は「児童虐待」に該当しません。仮にそれを知ったとしても通報義務の対象ではなく、「見て見ぬふり」をすることができてしまいます。

被害の未然防止、早期発見のためには、経済的または社会関係上の地位に基づく影響力を有する第三者が行う児童に対するわいせつな行為等を、新たに「第三者による地位利用児童虐待」と定義し、発見者に警察への通報の義務付けるべきです。保護者だけでなく、芸能事務所の経営者、教育現場での教職員や部活動の指導者などを念頭に、経済的・社会的に強い立場にある大人による子どもへの性的な行為も「児童虐待」と規定する必要があります。また、周囲の人たちがこうした行為を見かけた場合、警察に通報することを義務づけるべきです。

よって、文京区議会は、政府に対し、児童虐待の未然防止、二次被害の防止、早期発見のための、児童虐待の防止等に関する法律の改正を求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣

宛て

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書（案）

2020年の総務省労働力調査によると地方公務員、特に市町村の非正規公務員の割合は約40%と公務員の非正規化が進んでいます。2020年度から新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行され、一定の処遇改善が行われていますが、給与、勤務時間や休暇等の整備にはまだまだ課題があります。

また、会計年度任用職員の女性割合は高く、その賃金等のあり方はジェンダーギャップを助長しています。さらに、任用の回数制限による雇止めなどは労働者の生活の安定を脅かしています。そして、窓口や専門職などの責任や専門性が重視される部署に多くの非正規公務員が配置されていることは、安心安全で公平な住民サービスを担う行政の在り方として適切ではありません。

他にも、社会問題である就職氷河期世代の雇用不安定への対策として、行政での正規雇用を進めるべきであるにもかかわらず、2007年改正の雇用対策法第10条における一般的な雇用における年齢差別禁止の対象外として、同38条2項により、国家公務員及び地方公務員について第10条が適用しないとされ、公務員の採用における年齢差別が維持されています。

臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。2020年4月施行の働き方改革関連法による同一労働同一賃金の適用に基づき、「不合理な格差」を防がなければなりません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、正規・非正規の待遇格差の是正に向け、会計年度任用職員の実態を把握するとともに、制度の改善を図り、国家公務員法、地方公務員法及び地方自治法の改正をさらに進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

公立学校における働き方改革の推進を国に求める意見書（案）

学校教育の水準の維持向上には、魅力ある勤務環境を実現し、教員に優れた人材を確保することが重要です。しかし実際は、本年4月公表の教員勤務実態調査でも、いわゆる「過労死ライン」を超える教員が中学校で36.6%、小学校で14.2%いることが明らかになるなど、多忙で長時間労働の実態があり、教育現場は疲弊しています。

厳しい労働環境が嫌われ、深刻な「教員不足」や教員志望者の危険水域までの減少が起きています。民間の調査では本年4月の始業式時点で、小学校は5校に1校、中学校では4校に1校で教員不足が発生しているとの結果もあり、昨年度の公立学校の教員採用試験の倍率は小学校で過去最低の2.5倍を記録しています。そればかりでなく、長時間労働による体調不良や休職者、退職者も多く、過労死という痛ましい被害者も出ており、勤務環境の改善に向け一刻の猶予もない状況です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、今般、公立学校における働き方改革を推進するために早急に行うべき措置について、以下のことを求めます。

記

- 1 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）について、廃止を含めて抜本的な見直しを行うこと。
- 2 教員以外の教育活動を支援する「外部人材」の確保・資質の向上、外部人材と教員との適切な役割分担・連携協力の確保を行うこと。
- 3 教員が本来担うべき業務の範囲を明確にし、教員の職責の重要性、求められる高度の専門性、勤務形態を勘案し、給与等に関する適切な処遇の確保が図られるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書（案）

政府が今年3月に再提出した出入国管理及び難民認定法改正案は、2年前に廃案となった旧法案の骨格をほぼ維持した内容となっています。今国会の審議でも、政府案が不法残留する外国人を迅速に送還して長期収容の解消を図るとして、送還が停止されることとなる難民認定申請の回数を2回までに制限することや、懲役1年以下の罰則を付けて退去命令制度を創設すること、収容に代わる監理措置を導入することなど、多くの問題点や課題が厳しく指摘されています。

さらに、国会審議の中で、「難民申請者の中に難民はほとんどいない」などと証言した難民参与員の異常な多さの難民審査数を出入国在留管理庁が提出しましたが、その審査数は「不可能である」と法務大臣も認めたことで、立法事実そのものが否定されています。

その上、大阪出入国在留管理局の医師が飲酒したまま勤務した実態を隠蔽し、半年にわたり、そのままの身分で在籍を続けているなどの新たな不祥事が発覚し、入管自体への信頼は地に落ち、度重なる死亡事件などの再発防止を望むべくもないことが明らかになりました。

そもそも日本の難民認定率は他の先進諸国と大きくかけ離れて低く、国連などから深刻な懸念が示されています。また、出入国在留管理庁が在留資格のない外国人について司法審査を経ずに、期間や回数の制限なく拘束することは国際法違反の恣意的拘禁に当たり、人権侵害であるとの批判を受けています。現行の難民認定制度や収容送還制度は抜本的に見直すことが急務となっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対して、多文化共生の取組を進めるため、以下の対策を実行するよう求めます。

記

- 1 政府・出入国在留管理庁から独立した第三者機関を設立して、保護すべき難民や補完的保護対象者等を適切に保護できる、新たな難民認定・保護制度を早急に確立すること。
- 2 入管収容施設への収容について、司法審査を導入し弁護士などの立会いのもと裁判官が発行する許可状によって行うことや、期間や回数に上限を設けることを内容とする法改正を早急に行うこと。
- 3 政府が提案する送還が停止されることとなる難民認定申請の回数制限や、退去命令違反に対する罰則の創設は、難民の地位に関する条約の原則に反するため、削除、撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

保育士配置の充実を国に求める意見書（案）

保育の現場では、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に働いています。しかし、保育士は多忙で過重な労働環境にあり、保育所等において子どもたちが死傷する痛ましい事案が発生しています。

国が定める保育士の配置基準では、子どもたちの命や安全を守ることはできないといった声も上がっており、保育士の配置の充実、増員が望まれています。

そのため、1歳児の5対1、4・5歳児の25対1への保育士の配置充実、増員に対して、公定価格上の加算を追加すべきです。社会保障と税の一体改革における「子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上」には、保育士配置の改善が盛り込まれ、平成27年度からは、3歳児に対する保育士の配置を20対1から15対1に改善した保育所に対して公定価格上の加算が設けられました。しかし、消費税分以外で財源を確保することとされているいわゆる0.3兆円超の質の向上に含まれる1歳児と4・5歳児に対する保育士配置の改善は、未実施となっています。

一方、自治体によっては国の配置基準より手厚い基準を定めているところや保育所等の自らの判断で手厚く配置している場合も少なくありません。まずは、こうした保育士を手厚く配置している施設を評価・支援することにより、保育士配置の充実、増員を図っていくべきです。その際、保育士の人件費が施設側の持ち出しにならないよう十分な評価・支援を行うことが重要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、保育士等の配置を充実させた保育所等に対して、国の責任において、財政上の措置を講ずることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）宛て

子ども家庭庁長官

衆議院議長

参議院議長

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書（案）

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生しています。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されている中で、出来る限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要です。

ここで、最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいます。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始しました。

よって、文京区議会は、政府に対して、地域社会の危機管理と安全保障の観点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書（案）

地球上には、無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立ちません。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えません。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には、同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択されました。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠です。

わが国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考えます。

よって、文京区議会は、政府に対し、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、下記のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を強く求めます。

記

1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2 「30by30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%を保全する「30by30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進する等、地域との連携のもと取組を加速化すること。

3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

全ての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。

4 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

財務大臣

文部科学大臣

宛て

環境大臣

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加しています。また、通級による指導を受けている児童生徒数は2.3倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっています。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠です。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要です。

よって、文京区議会は、政府に対し、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、下記の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。

記

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がい害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置を支援すること。

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置を支援すること。

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置を支援すること。

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取り組みを促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化を支援すること。

5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学校や特別支援学級において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置を支援すること。

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得を支援すること。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

財務大臣 宛て
文部科学大臣